

副 議 長 休憩を解いて再開いたします。 (13時00分)

日程第2「承認第2号専決処分の承認を求めることについて(松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)」を議題とします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 承認第2号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年6月12日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願ひ申し上げます。

副 議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 それでは、承認第2号専決処分を求めることについての内容説明をいたします。ただいまの町長の提案理由のとおり、平成31年度税制改正に伴う地方税法等の一部を改正する法律が可決成立し、本年3月29日に公布されたところでございます。これにより、町国民健康保険税条例も所要の改正をする必要が生じましたので、4月1日からの課税に係るものでございますので、特に緊急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により、松田町国民健康保険税条例の一部改正につきまして、3月29日に専決処分をさせていただきました。2枚目に専決処分書、3枚目以降に改正文を添付させていただいております。

条例改正の内容といたしましては、基礎課税額の限度額及び国民健康保険税の減額に係るものでございます。また、参照としている条文の条ずれが生じておりましたので、あわせて改正するものでございます。詳細につきましては、承認第2号資料、松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表にて説明させていただきます。

3ページおめくりください、おめくりいただき、4ページ目になります。左が改正後、右が改正前でございます。第2条課税額に関する規定でございますが、第2項中、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を58万円から61万円に引き上げる改正でございます。

次に第20条国民健康保険税の減額に関する規定でございますけれども、第1項では、基礎課税額から被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額して得た額

の限度額を第2条第2項と同様に58万円から61万円に引き上げる改正でございます。次の第1項第2号では、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗ずる金額を27万5,000円から28万円に、1ページおめくりいただき、2ページ上段の第1項第3号では、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗ずる金額を50万円から51万円に引き上げる改正でございます。

次のですね、2ページ上段、8ページから8ページ上段の附則第4項から第16項は、条ずれにより第23条を第20条に改正するものでございます。

8ページをごらんください。8ページ中段の附則別表第2、第1号及び第2号につきましては、後期高齢者支援金等課税額において、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗ずる金額を第20条第1項及び第2号及び第3号と同様に引き上げる改正でございます。

恐れ入ります、5ページへお戻りいただき、改正文本文のですね、改正条例の下段をごらんください。施行期日についての附則でございます。次ページ、第2項では…第1項で、すいません。施行期日につきましては、第1項で平成31年4月1日から施行としています。次ページ、第2項では、経過措置といたしまして、平成31年度以降の年度分について適用し、平成30年度分までにつきましては従前の例によるものと定めるものでございます。

以上、説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

副 議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。承認第2号専決処分の

承認を求めることについて（松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。